（港則法施行規則第八条の二の規定による指示の方法等を定める告示の一部改正）

第二条　港則法施行規則第八条の二の規定による指示の方法等を定める告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正前						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
牧山	わかまつこうないほあん（WAKAMATSU HARBOR COAST GUARD RADIO）	一六	一二 一四 六六	常時	若松海上保安部港内交通管制室	関門港若松水路、奥洞海航路及び若松区（第五区及び第六区を除く。）に係る管制通報に関すること。
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改正後						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
						及び第六区を除く。）に関すること（管制通報に関することに限る。）。
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

1　港則法施行規則第八条の二の規定による指示の方法及び同規則第二十条の五の規定による勧告の方法は、別に定めるもののほか、別表の上欄に掲げる航路ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる方法（関門港にあっては指示の方法に限る。）及び海上保安庁の船舶からの呼びかけその他の適切な方法とする。

別表

航路	方法
仙台塩釜港航路	一　ＶＨＦ無線電話 イ　呼出名称　しおがまほあん ロ　周波数 (1)　呼出し及び応答用　一五六・八〇ＭＨｚ（チャンネル一六） (2)　通信用　一五六・六〇ＭＨｚ（チャンネル一二） ハ　使用言語　日本語又は英語 二　電話 〇二二―三六五―九七七〇
関門港 若松航路 奥洞海航路	一　ＶＨＦ無線電話 イ　呼出名称　わかまつこうないほあん ロ　周波数 (1)　呼出し及び応答用　一五六・八〇ＭＨｚ（チャンネル一六） (2)　通信用　一五六・六〇ＭＨｚ（チャンネル一二） ハ　使用言語　日本語又は英語 二　電話 〇九三―八七一―二四八二

改正後

1　港則法施行規則第八条の二の規定による指示の方法及び同規則第二十条の五の規定による勧告の方法は、別に定めるもののほか、別表に掲げる方法及び海上保安庁の船舶からの呼びかけその他の適切な方法とする。

別表

航路	方法
仙台塩釜港航路	一　ＶＨＦ無線電話 イ　呼出名称　しおがまほあん ロ　周波数 (1)　呼出し及び応答用　一五六・八〇ＭＨｚ（チャンネル一六） (2)　通信用　一五六・六〇ＭＨｚ（チャンネル一二） ハ　使用言語　日本語又は英語 二　電話 〇二二―三六五―九七七〇